

令和2年4月27日

各 位

乗 合 営 業 部

新型コロナウイルス感染症による休校延長に伴う通学定期券の取り扱いについて

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的とし、政府より小中学校、高等学校、特別支援学校について5月31日までの休校延長とする旨の要請が出されました。

この休校措置に伴い、通学定期券を払い戻しされるお客様につきまして、特例により窓口でのお申し出日が5月2日以降の場合、令和2年5月1日（金）にお申し出いただいたものとしてお取り扱いを致します。

なお、払い戻しの際にはご利用開始日から5月1日までご利用いただいたものとして弊社規定による払い戻し計算とさせていただきます、払戻手数料は免除いたします。差し引いた額の払い戻しとなりますため、払い戻し額が無い場合もございますので、あらかじめご了承ください。

※大学生相当（大学・短大・専門学校等）の通学定期券及び通勤定期券については、通常どおり、窓口にお申し出いただいた日を最終使用日として計算した額を払い戻しいたします。（所定の手数料が発生いたします）

※ 上記の払い戻し期日を原則5月15日までとします。

お問合せ先 乗合営業部 （0572）25-8085